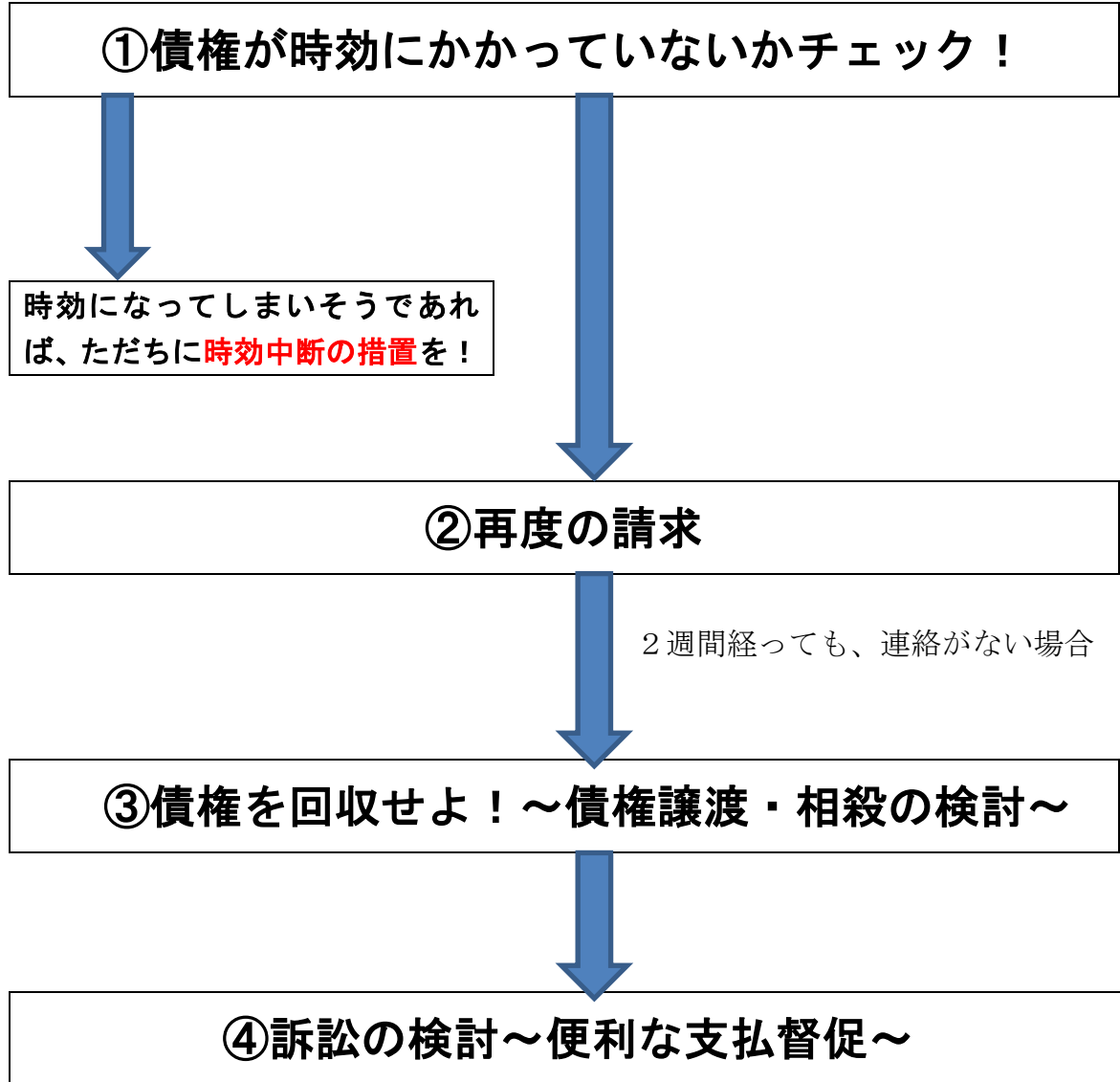


1 債権回収の流れ

債権を回収する上で、以下の流れで自己の債権をチェック！



STEP 1

債権が時効にかかっているかチェック！

債権回収にとって重要なことは、裁判で最終的に当該債権を請求し、勝訴判決が得られるということです！

消滅時効にかかっている債権は、裁判上で認められないことはもちろんですが、裁判前の交渉段階でも回収できないのが実情です！

なので、まず**請求する債権が消滅時効にかかっていないことが重要**です！

▶ 時効の期間って、どれくらい？

- ・ 通常の民事債権（B to C 取引）なら、10年
- ・ 通常の商事債権（B to B 取引）なら、5年

※従業員に対する賃金は2年、不法行為に基づく損害賠償請求権は3年など、例外規定が多数あるので注意！

▶ 時効の起算点（時効が進行する最初の日はいつ？）

支払期日の翌日から時効が進行する。

CHECK! 時効になってしまいそう…今すぐに時効中断の措置を！

時効は起算日から所定の期間が経過すると成立します。

しかし！「時効の中断」の措置を取れば、進行している時効の進行が振り出しに戻ってしまう仕組みのことです！

よって、債権の消滅時効が迫っているときには、今すぐに時効中断の措置を取りましょう！

時効中断の措置には、主に2つの方法があります。

- ① 請求（債権者→債務者）
- ② 債務の承認（債務者→債権者）

① 請求については、毎月請求書を発行しているということではありません。

「裁判上の請求」であることが必要です！

② 債務の承認としては、債務者から「**残高証明書**」「**弁済猶予の申出書**」「**債務確認書**」などを交付してもらうよう交渉することが重要です！

＜必勝法務書式1＞ 弁済猶予の申出書



<交渉のポイント>

請求しても長期間支払わない相手には、弁済猶予の申出書を書かせて、時効を中断する！

あなた：「請求書を出している制作代金の件、今月中に支払ってほしいのですが…。」

相手方：「いやあ、うちも今苦しくて…。何とかもう少し待ってもらえませんか。」

あなた「わかりました。来月まで待ちましょう！ただし、弁済猶予の申出書という書類を送りますので、これを書いて返送してください。それが条件です」

相手方「わかりました」

🔴 このように、支払期日を延ばす代わりに、弁済猶予の申出書を書いてくれるように交渉する！

STEP

2

再度の請求

支払期日を経過しても相手から支払がない場合には、まず相手方に再度の請求をしてみましょう！単に忘れていたり、経理上のミスから支払われていない場合もあります。

▶ 請求するのは、必ず書面で！

取引先との関係では、最初に電話などの口頭で請求してもよいかもしれませんが、しかし、原則としては書面で催促すべきです！なぜなら、後で請求した根拠になりますし、相手方も書面で来るとプレッシャーが違います。

請求書には、①請求金額 ②支払期限 ③振込先 ④最初の支払期日などを記載しましょう！

<必勝法務書式2> 請求書

▶ 配達証明付き内容証明郵便で、更なるプレッシャーを！

再度の請求書を出してみて、2週間相手方から何らの連絡がない場合には、配達証明付き内容証明郵便で請求を行うことを検討します！

配達証明付き内容証明郵便で送付することにより、相手に請求したことを確実に証明することができます！

この内容証明は弁護士名で出すと、相手方としては訴訟されることを恐れ、長年連絡が途絶えていた債務者から連絡が来るというケースが数多くあります！

<必勝法務書式3> 配達証明付き内容証明郵便

STEP**3****③債権を回収せよ！～債権譲渡・相殺の検討～**

▶ステップ2までで相手方から連絡があったが、「今、手持ちの資金がなくて…」言われてしまったら、どうするのでしょうか。

一つは、相手方が第三者に持っている売掛金などの債権を譲渡してもらうことが考えられます！**相手方が第三者に対して売掛金がないか聞きだし、売掛金があれば譲渡するよう、交渉しましょう！**

ここで注意しておかなければならないことは、資金繰りに窮している相手方は、**同一の債権を自分達以外の他の債権者に二重に譲渡している可能性があります**。第三者に対して、自分達が最優先の債権者であると言える必要があります。

そのためには、他の債権者よりも早く、債権を自社に譲り渡す相手方（債務者）から、譲渡を受ける債権の債務者（第三債務者）に対して、通知をしてもらう必要があります！

CHECK! 債権譲渡の手順**STEP 1**

債務者に対し、売掛金などを所持していないか聞き込み。

STEP 2

債権譲渡通知書を作成。債務者の署名、捺印をもらう。

注) **債権譲渡通知書は、債務者が第三債務者に通知する必要がある。**
自社（債権者）が、第三債務者に出しても意味がない。

STEP 3

債権譲渡通知書を、**配達証明付内容証明郵便で送付**。

<必勝法務書式4> 債権譲渡通知書

▶また、自社が相手方（債務者）に債務がある場合には、自社が債務者に対して有する債権と相殺するという方法もあります。

相殺の方法としては、相手方に対し**相殺通知書を配達証明付内容証明郵便で送付**します。

<必勝法務書式5> 相殺通知書

**STEP
4**

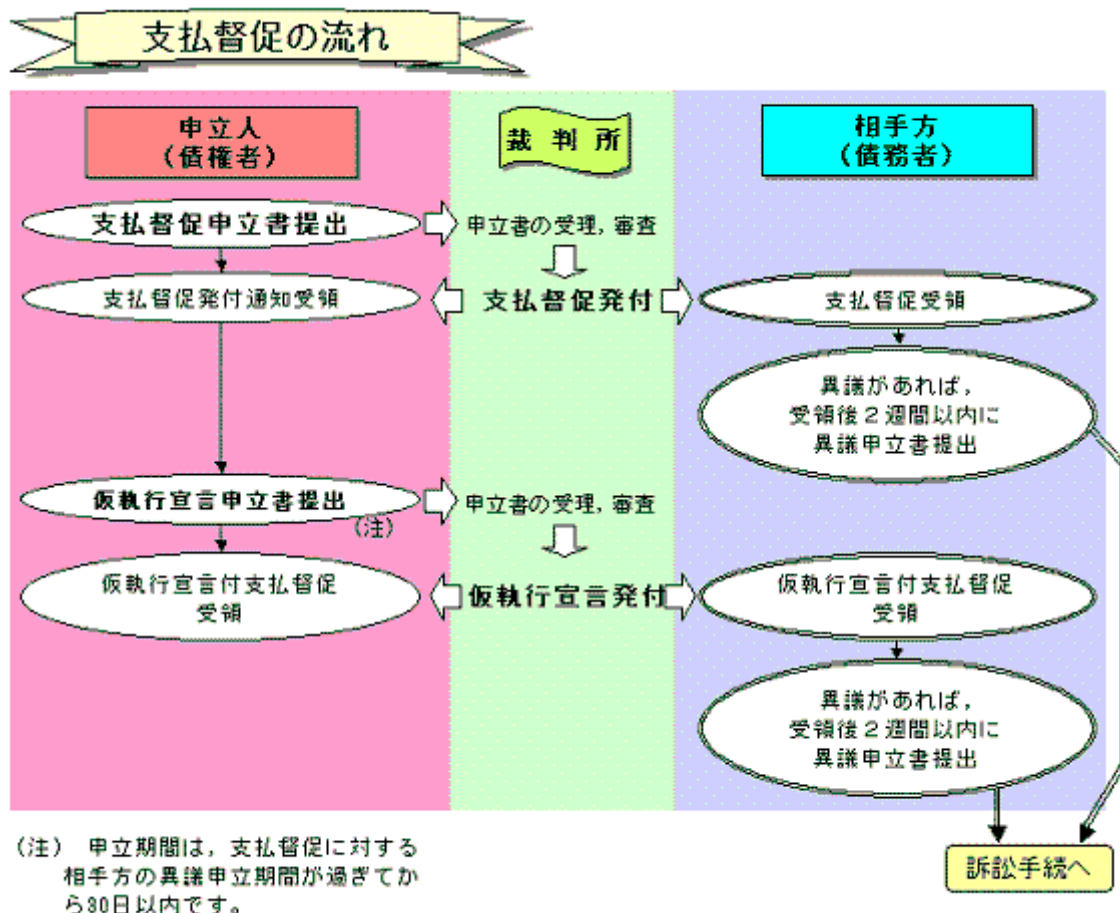
訴訟するか検討～便利な支払督促の手続き～

ステップ3までの手段を講じても、連絡がない場合には、訴訟提起を考える必要があります。このとき、おすすめするのが**支払督促**です。

支払督促は、金銭の支払いなどを求める場合に、**書類審査のみ**行われる手続きです！

通常の訴訟のように、**審理のために裁判所に行く必要がありません！**

支払督促申立の手続きの流れは、以下のとおりです。



支払督促の結果もらえる「**仮執行宣言付支払督促**」は**通常の訴訟の判決と同じ効力があります！**つまり、相手方から異議が出ない場合には、**最短で1か月で強制執行に入ることが可能です！**

また通常の裁判と比べて印紙代が半分でよいなど、費用面でもメリットがあります！

<必勝法務書式4> 支払督促申立書式